

山本内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） 記者会見要旨

日時 平成 28 年 10 月 4 日（火） 18：05 ～ 18：09

場所 首相官邸ロビー

（冒頭発言）

第 24 回国家戦略特区諮問会議が先ほど終了しました。本日は、「区域計画の認定」、「規制改革事項の追加」を議題として議論を行いました。

まず、区域計画については、先日の合同区域会議で決定した「3 地域の合計 5 つの事業」について認定することになりました。特に北九州市からの「住居専用地域」などでの民泊は、郊外のエリアに観光客を呼び込むという点で、極めて有意義なものと考えます。

また、内閣府と東京都との「東京特区推進共同事務局」については、鈴木亘氏を事務局長とし、本日付で設置することになりました。これにより、東京都の規制改革が一層進むものと考えております。

次に、今回は、秋田県の門脇仙北市長、高橋大潟村長、認定 NPO 法人フローレンスの駒崎代表理事のお三方より、①「農家民宿等、地域主導の旅行企画」、②「農業分野の外国人材の活用」、③「小規模保育所の対象年齢拡大」などの規制改革について、現場からのご意見をいただきました。

お聞き及びの総理からの御発言にもあったとおり、特区の重点課題については、本日の会議を皮切りに、これからも諮問会議を高い頻度で開催し、集中的な議論を進めて参ります。

私からは以上です。

（質疑応答）

問： 外国人材の農業分野への活用ですが、大潟村からの提案だと思うんですが、具体的にどういった条件の人材を活用ということで御提案があったんでしょうか。

答： 技能実修生ということではなくて、技能の研修が出来ている人材にすぐに来てもらって、農業、農作業に従事してもらいたいと、そう言われていました。

問： 会議の中で民間議員から何か提案みたいなものは、それを受けての、受け止めみたいなものはあったのでしょうか。

答： 民間議員からは農業分野の外国人材の話、あるいは、小規模保育所の対象年齢の拡大の話がありました。

それから、ここにはあがってはおりませんが、獣医師専門学部の話も民間議員からコメントがありました。

そういった事項は、これからまた、区域会議等で検討していくこととなります。

問： 総理の挨拶の中で、法改正が必要なものについては通常国会でという話がありました。この農業の人材に関しては、法改正が必要なものとして次期通常国会を目指すということでしょうか。

答： 農業分野の外国人材については、入管法に絡みますので、法改正が必要です。通常国会に出せるように、法務省と話を詰めて準備を進めていきたいと思えます。

問： そのためにとりまとめや、何か具体的なことは。

答： これから関係省庁や関係の会議と調整をしていかななくてはならないと思っております。

問： 民間議員から特に農業分野の外国人材受入れについてどういった発言があったか教えてくださいいただけますでしょうか。

答： この件は今まで中々進まなかったが、特区で是非やるべきだという強い意見がございました。重く受け止めたいと思っております。

問： 農業人材の外国の方を活用する件で、専門的な能力を持った人以外に、要件といったことを考えられることがありますか。

答： 細かい所はまだこれからだと思いますけれども、私が聞いているのは、技能実習修了レベルの人材で即戦力となる方という提案だと聞いております。

以上